



RI 第 2 6 1 0 地区

井波庄川ロータリークラブ会報

2011-2012 年度 No. 3 0

事務局 〒939-1635 富山県南砺市福光 7336-4 福光会館 3F

ふくみつ光房内 TEL 0763-53-1333 FAX 0763-53-1334、

inashore@athena.ocn.ne.jp

2011-2012 年度 会長 高瀬顕正、幹事 浅田裕二

2011-2012 年度 RI テーマ



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

「こころの中を見つめよう

博愛を広げるために」

(カルヤン・パネルジー会長)

例 会 記 録

第 1 6 0 8 回例会

平成 2 4 年 2 月 1 5 日(水)

南砺市井波総合文化センター 2 階第 1 研修室

1. 点 鐘 会長
2. ソング 「四つのテスト」
3. ビジター：松本敏博君（南砺 RC）
4. 会員卓話：「相続について」 荒木憲一会員（三角会員代理）



5. **会長の時間**：本日よりしばらくは、例会場が文化センター 2 階です。南砺 RC の松本様、ようこそ。私のカーナビは、朝エンジンを入れると「何月何日、今日は何の日です」といいます。ちなみに、2 月 9 日は、フグの日。2 月 10 日は、ニットの日。2 月 11 日は、建国記念の日。2 月 12 日は、ペニシリンの日。2 月 13 日は、名字制定記念日。2 月 14 日は、バレンタインデー。2 月 15 日、本日ですが、CM フォトの日。また、この辺では、「涅槃の日：お釈迦様の命日」

で、仏教寺では、お釈迦さまを偲んで色とりどりの団子をまく日です。井波でも、9 時に瑞泉寺、10 時に禅宗のお寺で 5 か所くらいで撒かれます。お釈迦様が亡くなられたのは、沙羅双樹の根元という言い伝えがあり、8-9 年前に、インドを訪問した時にどんな木か興味があり見てきました。そしたら、沙羅双樹という木はなく、「沙羅」という 2 本の木の間で亡くなられたということです。また、お釈迦様が悟りを開かれたのは「菩提樹」の木の元、また、生まれられたのが「無憂樹」で、母が産気づかれて、その木に手を那場されたら、脇の下から生まれられたという言い伝えがあります。ちなみにその 1 週間後に母君は亡くなられ、その悲しみや苦しみがいろいろ修業される過程を引き出したとも言われています。余談ですが、お釈迦様の関連の 4 月 18 日の生誕の日、12 月 8 日の悟りを開かれた日、2 月 15 日の入滅の日は、いずれも満月の日だったそうです。



6. 幹事報告：①IMは今度の日曜、新湊です。バスの配車は、1:30 河合エレクト宅前、1:40 井波交通広場、1:45 エントランス前です。帰りは7:00~7:30 頃出発予定です。②来週「平和会」18:00 より例会、18:30 より麻雀大会を予定しています。③「ハイライトよねやま」が来ています。④高岡万葉 RC の会報が来ています。⑤例会変更、事務局に確認下さい。⑥本日、理事会します。

7. 委員会報告：①出席委員会：本日 12 名出席 (60.00%)

8. ニコニコBOX(本日 4 名、6000 円)

高瀬会長：本日の BGM なかなか素敵です。事務局に感謝

助田会員：欠席多くすみません。

荒木会員：雪また雪。すべて飲みつくしそうな大雪。春よ、早く来い。

中島会員：荒木さん、早退お詫び。



卓話「相続について②」 荒木憲一会員

荒木会員：担当は上田さんと変わった三角さんの予定でしたが、私に急に回ってきました。昨年話した、相続についての話の続きをします。その中でも、本日は「遺言状」について。

最近の例をいくつか挙げます。

- ① 60 歳代女性：夫がなくなり、長男も最近亡くなった。自分の財産も少しあるのを、相続権のない、これから世話になる長男の嫁に少し残したい。
- ② 90 歳代男性：最近ガンと言われ余命が短い。今の妻 A とは再婚同士、子供なし。前の妻 B には子供 C あり。また、妻の前の夫には子供 D あり（面識なし）。

財産多く、自分がなくなった後、今の妻 A もなくなると、D へ財産が行く。なるべく C に残してやりたい。

- ③ X さん：全く見ず知らずの世話になった人に財産を挙げたい。

このような時、遺言状を書くことが出来ます。原則、遺言状は、誰に残したいとか、市町村にとか、気に食わない相続人に残したくないとか、生命保険の受取人の変更とか、何でもいいです。遺言状には、①自筆遺言、②公正証書遺言の 2 種類があります。遺言状は、あるということを他人（子孫）に公表しておく必要があります。

自筆遺言は、パソコンではだめで、偽造の恐れがあると認められません。縦書き・横書きいずれも可で、なるべく封筒に入れ、年月日、住所・氏名・印鑑（3 文判でも可）があれば OK です。土地や建物は、住所を明記、預貯金は、通帳の番号を控えるといいでしょう。銀行と郵便局では扱いが違います。

妻に行く相続を、子供に相続させるという後継ぎ相続は妻が夫より先に死ぬ場合もあるので認められず、その場合は条件付き相続となります。

土地登記証などをもっていき、公証役場で公正証書に、相続人以外の 2 人の保証人（立会人）を立てて書くのが正式な遺言状で、裁判所の検印をもらうといいでしょう。

病院など入院中に、公証人を病院に来てもらい口述筆記するのも可能です。ただし、言語不明瞭な場合は都合悪くなります。

遺言状があっても、相続権は法定遺留分は認められています。それは、子供一人の場合、1/2 のさらに 1/2、つまり 1/4 は 1 年以内に請求すれば、相続が認められます。また、借金が多い場合は、相続放棄が可能です。